

令和8年1月30日(金)

【照会先】

報道関係者 各位

山梨労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 村松 聰

外国人雇用対策担当官 内田 聰

(電話) 055-225-2858 (内線 461・466)

## 山梨県内の「外国人雇用状況」について (令和7年10月末時点)

### ～外国人労働者数は13,732人、過去最多～

厚生労働省山梨労働局(局長 岩崎 充)では、外国人雇用状況の届出制度に基づき、令和7年10月末時点の山梨県内の外国人労働者を雇用している事業所数及び外国人労働者数を集計しましたので公表します。

#### 【概要】

- ① 外国人労働者を雇用している事業所数は2,263か所 (前年比8.2%増)
- ② 外国人労働者数は13,732人 (同10.2%増)
- ③ 国籍別の状況として、外国人労働者数が多い上位3か国

- ・ベトナム 3,877人 (全体の28.2%)
- ・中国(※) 1,699人 (同12.4%) (※香港、マカオを含む)
- ・ブラジル 1,636人 (同11.9%)

#### 在留資格別の状況として、外国人労働者数が多い上位3資格

- ・身分に基づく在留資格 4,735人 (全体の34.5%)
- ・専門的・技術的分野の在留資格 4,410人 (同32.1%)
- ・技能実習 2,909人 (同21.2%)

なお、平成31年4月に創設された「特定技能」の労働者数は1,703人

- ④ 産業別の状況は、外国人労働者を雇用する事業所、外国人労働者とともに、「製造業」が最も多く、その割合は、外国人労働者を雇用する事業所全体の24.7%、外国人労働者全体の33.4%
- ⑤ 事業所規模別の状況は、「30人未満の事業所」が最も多く、その割合は、外国人労働者を雇用する事業所全体の66.6%、外国人労働者全体の38.5%

## 山梨県内の外国人雇用状況について(令和7年10月末時点)

### I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけています。

今回公表した数値は、令和7年10月末時点の山梨県内の届出状況を集計したものです。

\*労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法（外国人雇用状況の届出等）第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### II 届出状況の概要

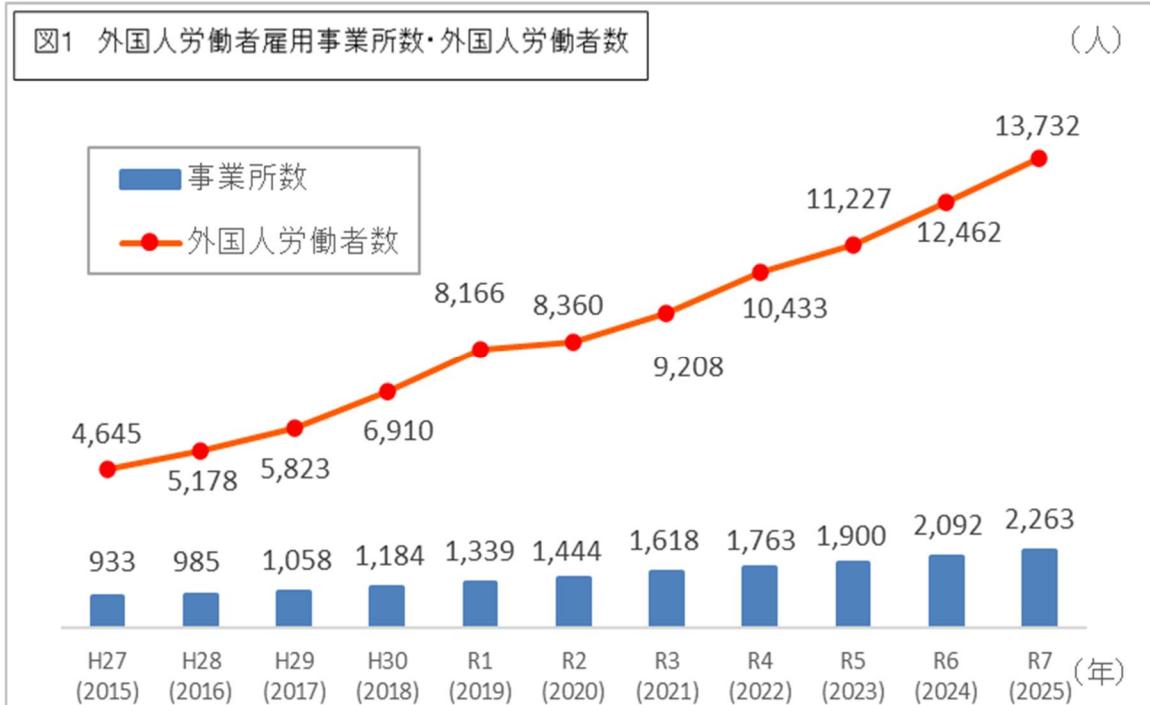
#### 1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 令和7年10月末時点、外国人労働者を雇用している事業所数は2,263か所であり、外国人労働者数は13,732人であった。【図1】

これを令和6年10月末時点と比較すると、事業所数は171か所、8.2%増加し、外国人労働者数は1,270人、10.2%増加した。【参考表 参考-1】

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は133か所（事業所全体の5.9%）、当該事業所で就労する外国人労働者は2,667人（外国人労働者数全体の19.4%）。

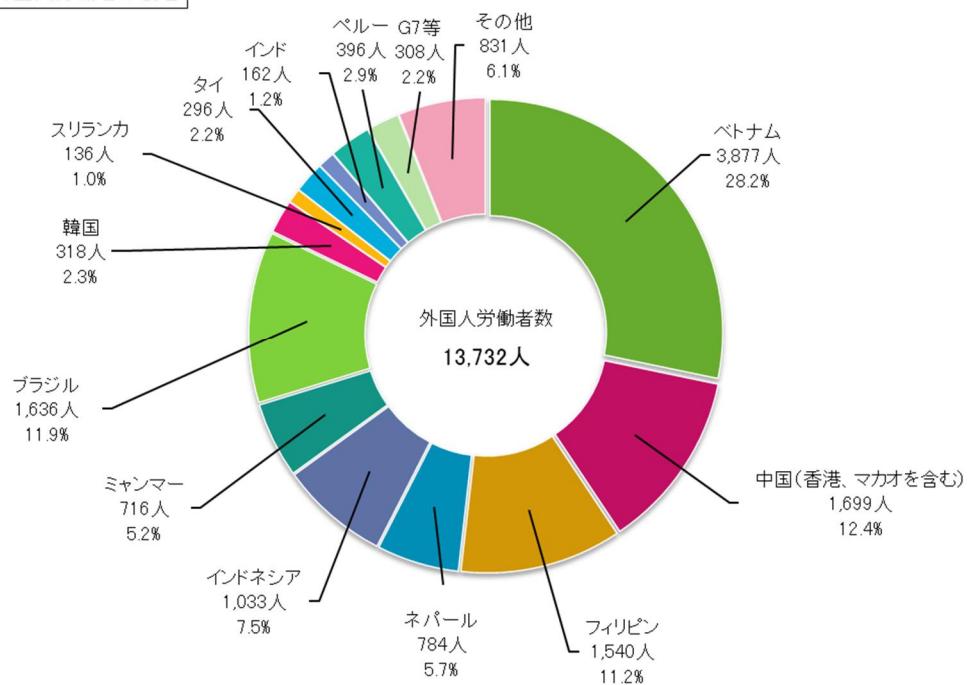
【別表2】



## 2 外国人労働者の属性

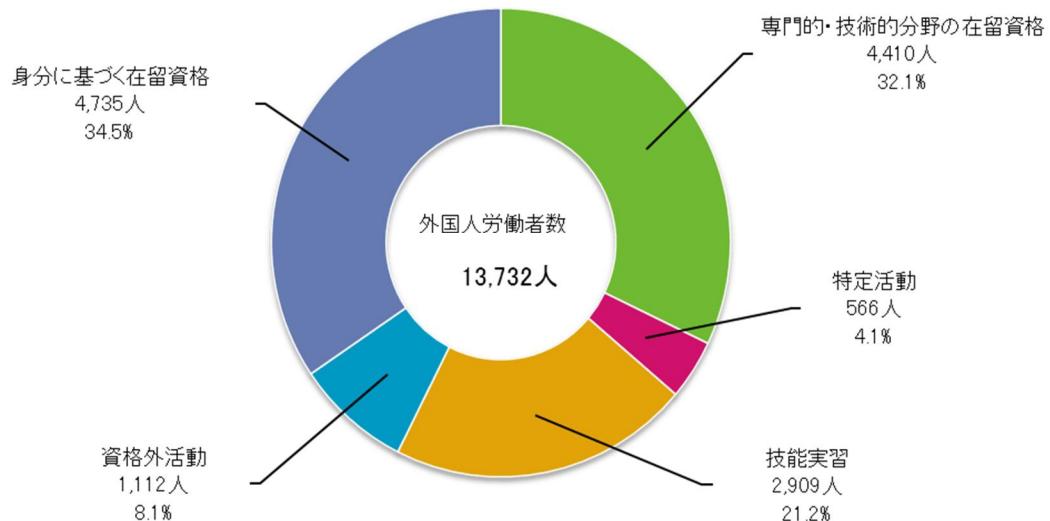
(1) 国籍別にみると、ベトナムが最も多く外国人労働者数全体の 28.2%を占め、次いで、中国が 12.4%、ブラジルが 11.9%の順となっている。【図2、別表1】

図2 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格<sup>1</sup>」が最も多く外国人労働者全体の 34.5%を占める。次いで、「専門的・技術的分野の在留資格<sup>2</sup>」が 32.1%、「技能実習」が 21.2%の順となっている。【図3、別表1】

図3 在留資格別外国人労働者の割合



<sup>1</sup>「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

<sup>2</sup>「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能 1 号・2 号」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、

ベトナムでは、「専門的・技術的分野の在留資格」が47.4%、次いで「技能実習」が34.6%、を占めている。

中国では、「身分に基づく在留資格」が39.3%、「専門的・技術的分野の在留資格」が35.8%となっている。ブラジルでは、「身分に基づく在留資格」の割合が98.9%、フィリピンでは、「身分に基づく在留資格」が65.0%、「技能実習」が18.4%を占めている。

G7等<sup>3</sup>では、「専門的・技術的分野の在留資格」が49.7%、「身分に基づく在留資格」が41.9%を占めている【別表1】

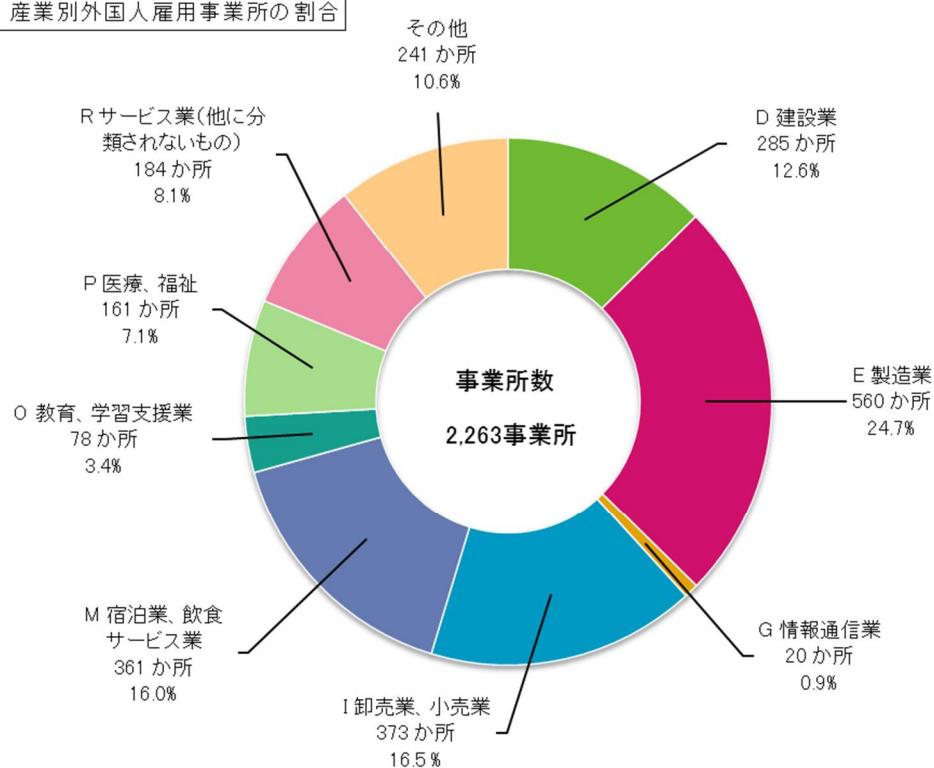
---

<sup>3</sup> G7等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

### 3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

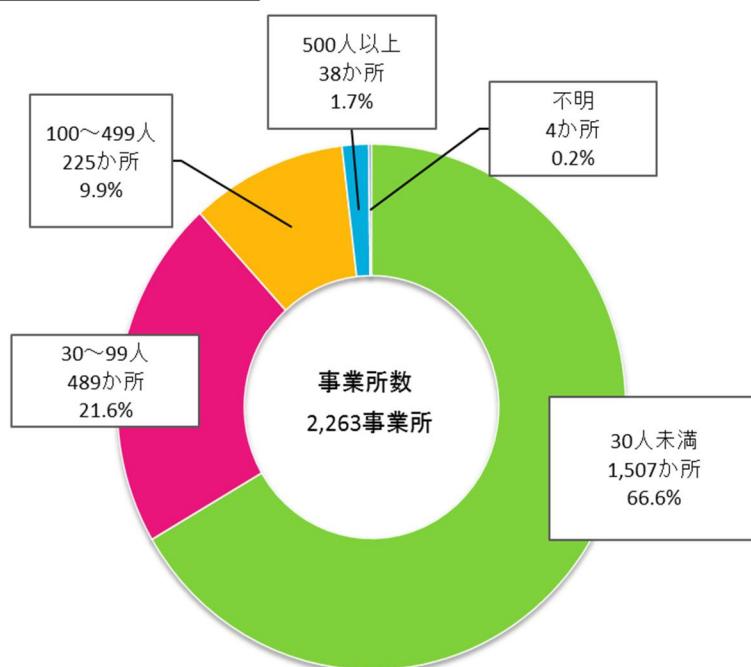
(1) 産業別の割合をみると、「製造業」が 24.7%、「卸売業、小売業」が 16.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が 16.0%の順となっている。【図4、別表2】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の 66.6%を占めている。【図5、別表5】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

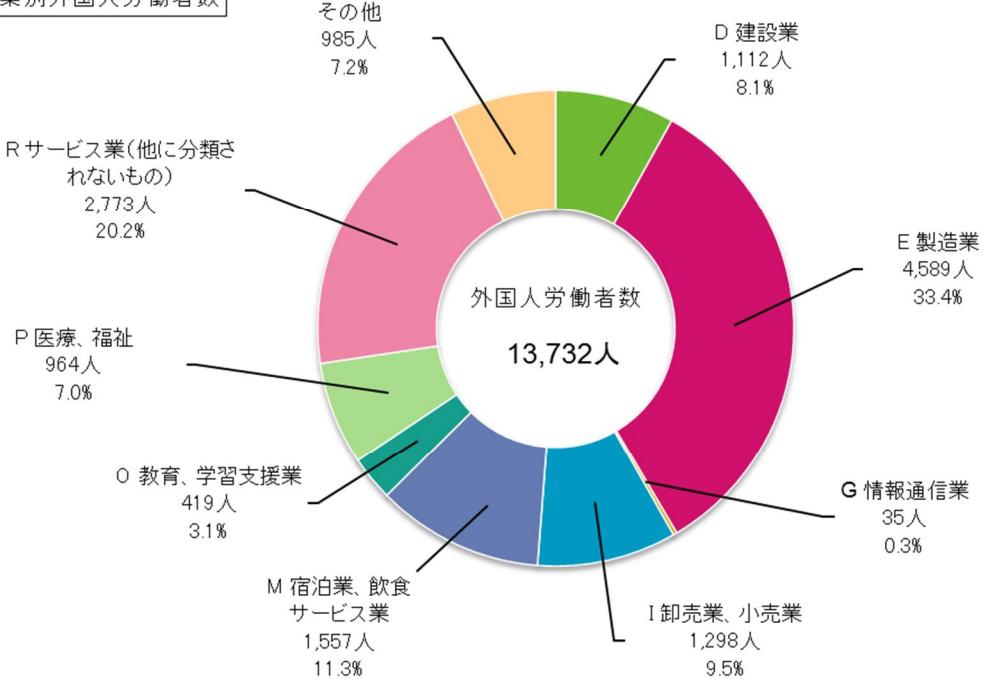


#### 4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「製造業」が33.4%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」20.2%、「宿泊業、飲食サービス業」11.3%となっている。【図6、別表2】

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の状況を産業別にみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の4.1%にあたる186人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同84.1%にあたる2,331人となっている。【別表2】

図6 産業別外国人労働者数



また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」で39.3%、「宿泊業、飲食サービス業」で14.8%となっている。「技能実習」では、「製造業」が44.6%を占めている。「身分に基づく在留資格」では、「サービス業（他に分類されないもの）」が42.5%となっている。【別表3】

さらに、国籍別・産業別にみると、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、韓国では、「製造業」が最も高い割合を示し、ブラジル、タイ、ペルーでは「サービス業（他に分類されないもの）」が、ネパールでは「宿泊業、飲食サービス業」が、G7等では「教育、学習支援業」が最も高い割合を占めている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高い。【別表4】

(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所で就労する者が最も多く、外国人労働者全体の38.5%を占めている。【別表5】

<sup>4</sup>「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和7年10月末時点）

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数

[別表2] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[別表3] 在留資格別・産業別外国人労働者数

[別表4] 国籍別・産業別外国人労働者数

[別表5] 事業所規模別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[参考表] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

〔別表1〕 国籍別・在留資格別外国人労働者数（山梨労働局）

(単位:人)

	全在留 資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の 在留資格 (注2)		②特定活動 (注3)		③技能実習		④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格		⑥不明
		計	うち技術・人文 知識・国際業務	うち特定技能	計	うち留学	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	
全国籍計	13,732	4,410 (32.2%)	2,197 (16.0%)	1,703 (12.8%)	566 (4.1%)	2,909 (21.2%)	1,112 (8.1%)	769 (5.6%)	4,735 (34.5%)	2,827 (20.6%)	769 (5.6%)	1,034 (7.5%)
ベトナム	3,877 [28.2%]	1,837 [41.4%]	798 (20.6%)	941 (24.3%)	293 [7.6%]	1,341 [34.6%]	253 [6.5%]	142 [3.7%]	153 [1.5%]	58 [1.2%]	45 [1.2%]	22 [0.6%]
中国 (香港、マカオを含む)	1,699 [12.4%]	609 [35.8%]	422 (24.8%)	46 (2.7%)	24 [1.4%]	106 [6.2%]	293 [17.2%]	253 [14.9%]	66 [39.3%]	498 [29.3%]	92 [5.4%]	30 [1.8%]
フィリピン	1,540 [11.2%]	207 [13.3%]	54 [3.5%]	100 [6.5%]	22 [1.4%]	283 [18.4%]	27 [1.8%]	19 [1.2%]	1,001 [65.0%]	656 [42.6%]	162 [10.5%]	20 [1.3%]
ネバール	784 [5.7%]	444 [56.6%]	338 [43.1%]	87 [11.1%]	3 [0.4%]	147 [18.8%]	172 [21.9%]	65 [8.3%]	18 [2.3%]	11 [1.4%]	6 [0.8%]	0 [0.0%]
インドネシア	1,033 [7.5%]	349 [33.8%]	52 [5.0%]	293 [28.4%]	84 [8.1%]	531 [51.4%]	26 [2.5%]	17 [1.6%]	43 [4.2%]	19 [1.8%]	10 [1.0%]	0 [0.0%]
ミャンマー	716 [5.2%]	228 [31.8%]	57 [8.0%]	168 [23.5%]	41 [5.7%]	361 [50.4%]	83 [11.6%]	78 [10.9%]	3 [0.4%]	0 [0.0%]	2 [0.3%]	0 [0.0%]
ブラジル	1,636 [11.9%]	10 [0.6%]	8 [0.5%]	0 [0.0%]	2 [0.1%]	0 [0.0%]	6 [0.4%]	5 [0.3%]	1,618 [98.9%]	747 [45.7%]	255 [15.6%]	11 [0.7%]
韓国	318 [2.3%]	106 [33.3%]	82 [25.8%]	0 [0.0%]	5 [1.6%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	10 [3.1%]	183 [57.5%]	143 [45.0%]	23 [7.2%]
スリランカ	136 [1.0%]	85 [62.2%]	73 [53.7%]	10 [7.4%]	9 [6.5%]	12 [8.8%]	14 [10.3%]	3 [2.2%]	16 [11.8%]	7 [5.1%]	6 [4.4%]	1 [0.4%]
タイ	296 [2.2%]	28 [9.5%]	18 [6.1%]	1 [0.3%]	2 [0.7%]	24 [8.1%]	18 [6.1%]	16 [5.4%]	224 [75.7%]	140 [47.3%]	46 [15.5%]	1 [0.3%]
インド	162 [1.2%]	97 [59.3%]	68 [42.0%]	10 [6.2%]	2 [1.2%]	2 [1.2%]	48 [29.6%]	38 [23.5%]	13 [8.0%]	11 [6.8%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]
ペルー	396 [2.9%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	396 [100.0%]	288 [72.7%]	16 [4.0%]	1 [2.3%]
G 7等 (注4)	308 [2.2%]	153 [49.7%]	56 [18.2%]	5 [1.6%]	5 [0.0%]	0 [0.0%]	21 [0.0%]	19 [0.7%]	129 [41.9%]	75 [24.4%]	49 [15.9%]	2 [1.2%]
うちアメリカ	150 [1.1%]	90 [60.9%]	22 [14.7%]	0 [0.0%]	1 [0.7%]	0 [0.0%]	1 [0.7%]	1 [0.7%]	58 [38.7%]	32 [21.3%]	25 [16.7%]	0 [0.0%]
うちイギリス	35 [0.3%]	11 [31.4%]	4 [0.0%]	0 [2.9%]	1 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	23 [65.7%]	14 [40.0%]	8 [22.9%]	0 [0.0%]
その他	831 [6.1%]	257 [30.9%]	171 [20.6%]	42 [5.1%]	74 [8.9%]	102 [12.3%]	127 [15.3%]	104 [12.5%]	271 [32.6%]	174 [20.9%]	57 [6.9%]	8 [1.0%]

注1：〔 〕内は、外国人労働者総数（全国籍計）に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2：〔①専門的・技術的分野の在留資格〕には、「宗教」、「報道」、「芸術」、「法務・会計業務」、「経営・管理」、「医療」、「教育」、「研究」、「法律」、「会員登録」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「旅行」、「技能」、「特定技能1号・2号」、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4：G 7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表2] 産業別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（山梨労働局）

令和7年10月末時点

(単位:所、人)

	事業所数	構成比 (注4)	外国人労働者数		構成比 (注4)			
			うち派遣・ 請負事業所	〔比率〕 (注2)				
<b>全産業計</b>	<b>2,263</b>	133	[5.9%]	100.0%	<b>13,732</b>	2,667	[19.4%]	100.0%
<b>A 農業、林業</b>	<b>68</b>	0	[0.0%]	3.0%	<b>293</b>	0	[0.0%]	2.1%
うち 農業	<b>65</b>	0	[0.0%]	2.9%	<b>290</b>	0	[0.0%]	2.1%
<b>B 漁業</b>	<b>0</b>	0	[0.0%]	0.0%	<b>0</b>	0	[0.0%]	0.0%
<b>C 鉱業、採石業、砂利採取業</b>	<b>1</b>	0	[0.0%]	0.0%	<b>1</b>	0	[0.0%]	0.0%
<b>D 建設業</b>	<b>285</b>	2	[0.7%]	12.6%	<b>1,112</b>	19	[1.7%]	8.1%
<b>E 製造業</b>	<b>560</b>	32	[5.7%]	24.7%	<b>4,589</b>	186	[4.1%]	33.4%
うち 食料品製造業	<b>58</b>	0	[0.0%]	2.6%	<b>1,751</b>	0	[0.0%]	12.8%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	<b>12</b>	0	[0.0%]	0.5%	<b>42</b>	0	[0.0%]	0.3%
うち 繊維工業	<b>17</b>	1	[5.9%]	0.8%	<b>160</b>	17	[10.6%]	1.2%
うち 金属製品製造業	<b>63</b>	0	[0.0%]	2.8%	<b>294</b>	0	[0.0%]	2.1%
うち 生産用機械器具製造業	<b>25</b>	2	[8.0%]	1.1%	<b>226</b>	9	[4.0%]	1.6%
うち 電気機械器具製造業	<b>53</b>	7	[13.2%]	2.3%	<b>393</b>	41	[10.4%]	2.9%
うち 輸送用機械器具製造業	<b>30</b>	2	[6.7%]	1.3%	<b>303</b>	21	[6.9%]	2.2%
<b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b>	<b>2</b>	1	[50.0%]	0.1%	<b>7</b>	6	[85.7%]	0.1%
<b>G 情報通信業</b>	<b>20</b>	1	[5.0%]	0.9%	<b>35</b>	3	[8.6%]	0.3%
<b>H 運輸業、郵便業</b>	<b>44</b>	1	[2.3%]	1.9%	<b>194</b>	1	[0.5%]	1.4%
<b>I 卸売業、小売業</b>	<b>373</b>	5	[1.3%]	16.5%	<b>1,298</b>	26	[2.0%]	9.5%
<b>J 金融業、保険業</b>	<b>6</b>	1	[16.7%]	0.3%	<b>16</b>	2	[12.5%]	0.1%
<b>K 不動産業、物品販賣業</b>	<b>15</b>	1	[6.7%]	0.7%	<b>30</b>	1	[3.3%]	0.2%
<b>L 学術研究、専門・技術サービス業</b>	<b>26</b>	2	[7.7%]	1.1%	<b>68</b>	4	[5.9%]	0.5%
<b>M 宿泊業、飲食サービス業</b>	<b>361</b>	2	[0.6%]	16.0%	<b>1,557</b>	16	[1.0%]	11.3%
うち 宿泊業	<b>130</b>	1	[0.8%]	5.7%	<b>762</b>	15	[2.0%]	5.5%
うち 飲食店	<b>226</b>	1	[0.4%]	10.0%	<b>789</b>	1	[0.1%]	5.7%
<b>N 生活関連サービス業、娯楽業</b>	<b>44</b>	3	[6.8%]	1.9%	<b>249</b>	32	[12.9%]	1.8%
<b>O 教育、学習支援業</b>	<b>78</b>	2	[2.6%]	3.4%	<b>419</b>	2	[0.5%]	3.1%
<b>P 医療、福祉</b>	<b>161</b>	2	[1.2%]	7.1%	<b>964</b>	30	[3.1%]	7.0%
うち 医療業	<b>35</b>	0	[0.0%]	1.5%	<b>221</b>	0	[0.0%]	1.6%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	<b>125</b>	2	[1.6%]	5.5%	<b>741</b>	30	[4.0%]	5.4%
<b>Q 複合サービス事業</b>	<b>6</b>	0	[0.0%]	0.3%	<b>21</b>	0	[0.0%]	0.2%
<b>R サービス業（他に分類されないもの）</b>	<b>184</b>	77	[41.8%]	8.1%	<b>2,773</b>	2,331	[84.1%]	20.2%
うち 自動車整備業	<b>20</b>	0	[0.0%]	0.9%	<b>88</b>	0	[0.0%]	0.6%
うち 職業紹介・労働者派遣業	<b>63</b>	56	[88.9%]	2.8%	<b>1,846</b>	1,775	[96.2%]	13.4%
うち その他の事業サービス業	<b>73</b>	19	[26.0%]	3.2%	<b>742</b>	549	[74.0%]	5.4%
<b>S 公務（他に分類されるものを除く）</b>	<b>28</b>	1	[3.6%]	1.2%	<b>105</b>	8	[7.6%]	0.8%
<b>T 分類不能の産業</b>	<b>1</b>	0	[0.0%]	0.0%	<b>1</b>	0	[0.0%]	0.0%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該産業の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「産業別構成比」欄は、事業所総数（全産業計）及び外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

〔別表3〕在留資格別・産業別外国人労働者数（山梨労働局）

令和7年10月末時点

(単位:人)

総 数	全産業計	うち建設業	うち製造業	うち情報通信業	うち卸売業、小売業	うち宿泊業、飲食サービス業	うち教育、学習支援業	うち医療、福祉	うちサービス業（他に分類されないもの）										
									構成比（注2）										
									構成比（注2）	構成比（注2）									
①専門的・技術的分野の在留資格（注3）	13,732	1,112	8.1%	4,589	33.4%	35	0.3%	1,298	9.5%	1,557	11.3%	419	3.1%	964	7.0%	2,773	20.2%		
うち技術・人文知識・国際業務	4,410	213	4.8%	1,732	39.3%	16	0.4%	326	7.4%	654	14.8%	221	5.0%	398	9.0%	526	11.9%		
うち特定技能	1,703	112	6.6%	919	54.0%	0	0.0%	67	3.9%	248	11.3%	468	21.3%	92	4.2%	4	0.2%	475	21.6%
②特定活動（注4）	566	84	14.8%	208	36.7%	0	0.0%	12	2.1%	75	13.3%	3	0.5%	91	16.1%	32	5.7%		
③技能実習	2,909	640	22.0%	1,297	44.6%	5	0.2%	242	8.3%	68	2.3%	0	0.0%	255	8.8%	146	5.0%		
④資格外活動	1,112	5	0.4%	74	6.7%	1	0.1%	315	28.3%	505	45.4%	62	5.6%	51	4.6%	55	4.9%		
うち留学	769	2	0.3%	11	1.4%	1	0.1%	227	29.5%	381	49.5%	57	7.4%	39	5.1%	24	3.1%		
⑤身分に基づく在留資格	4,735	170	3.6%	1,278	27.0%	13	0.3%	403	8.5%	255	5.4%	133	2.8%	169	3.6%	2,014	42.5%		
うち永住者	2,827	99	3.5%	832	29.4%	8	0.3%	289	10.2%	168	5.9%	88	3.1%	127	4.5%	994	35.2%		
うち日本人の配偶者等	769	14	1.8%	213	27.7%	2	0.3%	55	7.2%	50	6.5%	41	5.3%	17	2.2%	336	43.7%		
うち永住者の配偶者等	105	8	7.6%	18	17.1%	0	0.0%	7	6.7%	2	1.9%	2	1.9%	1	1.0%	63	60.0%		
うち定住者	1,034	49	4.7%	215	20.8%	3	0.3%	52	5.0%	35	3.4%	2	0.2%	24	2.3%	621	60.1%		
⑥不明	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「宗教」、「報道」、「芸術」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内活動」、「介護」、「技能」、「興行」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注4：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表4] 国籍別・産業別外国人労働者数（山梨労働局）

令和7年10月末時点

	全産業計	全産業計		うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
		うち派遣・請負事業所 〔比率〕 (注2)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)	
全国総計	13,732	2,667	19.4%	1,112	8.1%	4,589	33.4%	35	0.3%	1,298	9.5%	1,557	11.3%	419	3.1%	964	7.0%	2,773	20.2%
ベトナム	3,877	446	11.5%	425	11.0%	1,988	51.3%	2	0.1%	351	9.1%	250	6.4%	10	0.3%	182	4.7%	457	11.8%
中国 (香港、マカオを含む)	1,699	193	11.4%	60	3.5%	479	28.2%	14	0.8%	315	18.5%	329	19.4%	94	5.5%	50	2.9%	217	12.8%
フィリピン	1,540	388	25.2%	59	3.8%	613	39.8%	0	0.0%	122	7.9%	98	6.4%	30	1.9%	100	6.5%	413	26.8%
ネバール	784	53	6.8%	26	3.3%	43	5.5%	0	0.0%	59	7.5%	349	44.5%	6	0.8%	200	25.5%	82	10.5%
インドネシア	1,033	68	6.6%	267	25.8%	317	30.7%	5	0.5%	51	4.9%	63	6.1%	6	0.6%	107	10.4%	57	5.5%
ミャンマー	716	19	2.7%	86	12.0%	213	29.7%	0	0.0%	45	6.3%	117	16.3%	0	0.0%	198	27.7%	20	2.8%
ブラジル	1,636	972	59.4%	56	3.4%	419	25.6%	1	0.1%	68	4.2%	33	2.0%	9	0.6%	24	1.5%	984	60.1%
韓国	318	43	13.5%	9	2.8%	102	32.1%	6	1.9%	50	15.7%	29	9.1%	14	4.4%	26	8.2%	54	17.0%
スリランカ	136	12	8.8%	18	13.2%	19	14.0%	0	0.0%	30	22.1%	31	22.8%	3	2.2%	7	5.1%	17	12.5%
タイ	296	95	32.1%	10	3.4%	95	32.1%	1	0.3%	16	5.4%	34	11.5%	6	2.0%	5	1.7%	105	35.5%
インド	162	18	11.1%	2	1.2%	13	8.0%	2	1.2%	67	41.4%	27	16.7%	11	6.8%	11	6.8%	15	9.3%
ペルー	396	193	48.7%	22	5.6%	82	20.7%	1	0.3%	31	7.8%	12	3.0%	1	0.3%	18	4.5%	192	48.5%
G 7等 <sup>(注4)</sup>	308	12	3.9%	3	1.0%	25	8.1%	0	0.0%	10	3.2%	28	9.1%	152	49.4%	6	1.9%	11	3.6%
うちアメリカ	150	6	4.0%	1	0.7%	9	6.0%	0	0.0%	3	2.0%	79	52.7%	4	2.7%	5	3.3%		
うちイギリス	35	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	0	0.0%	2	5.7%	22	62.9%	0	0.0%	0	0.0%		
その他	831	155	18.7%	69	8.3%	181	21.8%	3	0.4%	83	10.0%	157	18.9%	77	9.3%	30	3.6%	149	17.9%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

【注2】「うち派遣・請負事業所【比率】」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該国籍の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合

の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業者等を行っている事業所に就労している労働者等のすべてが派遣労働者等であることは限らない。

注3: 「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数(全産業計)に対する当該産業の外国人労働者の割合を示す。割合の数値は小数点以下二桁まで表示する。

## 〔別表5〕事業所規模別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（山梨労働局）

令和7年10月末時点

(単位:所、人)

事業所労働者数	事業所数		構成比 (注4)	外国人労働者数 うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注1)	構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数 うち派遣・請負 事業所 (注3)
	うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注1)	うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注2)				
全事業所規模計	2,263	133 [5.9%]	100.0%	13,732	2,667 [19.4%]	100.0%
事業所 30人未満	1,507	56 [3.7%]	66.6%	5,284	820 [15.5%]	38.5%
30～99人	489	47 [9.6%]	21.6%	4,218	1,063 [25.2%]	30.7%
100～499人	225	30 [13.3%]	9.9%	2,581	784 [30.4%]	18.8%
500人以上	38	0 [0.0%]	1.7%	1,634	0 [0.0%]	11.9%
不明	4	0 [0.0%]	0.2%	15	0 [0.0%]	0.1%

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所「比率」」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該事業所規模の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所「比率」」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数（全事業所規模計）及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

## 〔参考表〕外国人雇用事業所数・外国人労働者数(総数)

〔参考-1〕外国人雇用事業所数・外国人労働者数(総数)

		令和3年			令和4年			令和5年			令和6年			令和7年		
		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		
事業所数	1,618	12.0%	1,763	9.0%	1,900	7.8%	2,092	10.1%	2,263	8.2%						
	派遣・請負(注2)	126	11.5%	131	4.0%	133	1.5%	126	-5.3%	133	5.6%					
外国人労働者数	9,208	10.1%	10,433	13.3%	11,227	7.6%	12,462	11.0%	13,732	10.2%						
男性	4,407		5,067		5,544		6,247		6,964							
女性	4,801		5,366		5,683		6,215		6,768							
派遣・請負(注2)	2,634	17.0%	2,745	4.2%	2,572	-6.3%	2,559	-0.5%	2,667	4.2%						

注1:事業所数、外国人労働者数とともに、各年10月末時点。

注2:「派遣・請負」欄は、各年10月末時点における労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び事業所に就労している外国人労働者数を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者であるとは限らない。

[参考-2]外国人雇用事業所数(産業別・事業所規模別)

(単位:所、%)

規 模 別		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		対前年増加率									
事業所総数	1,618	12.0%	1,763	9.0%	1,900	7.8%	2,092	10.1%	2,263	8.2%	
建設業	175	15.1%	196	12.0%	222	13.3%	249	12.2%	285	14.5%	
製造業	478	6.0%	499	4.4%	521	4.4%	540	3.6%	560	3.7%	
情報通信業	14	55.6%	16	14.3%	18	12.5%	19	5.6%	20	5.3%	
卸売業、小売業	249	19.1%	270	8.4%	288	6.7%	335	16.3%	373	11.3%	
宿泊業、飲食サービス業	220	12.2%	253	15.0%	279	10.3%	311	11.5%	361	16.1%	
教育、学習支援業	63	3.3%	69	9.5%	72	4.3%	77	6.9%	78	1.3%	
医療、福祉	101	17.4%	127	25.7%	134	5.5%	152	13.4%	161	5.9%	
サービス業(他に分類されないもの)	149	12.0%	153	2.7%	164	7.2%	175	6.7%	184	5.1%	
その他	169	15.0%	180	6.5%	202	12.2%	234	15.8%	241	3.0%	
30人未満	980	15.6%	1,064	8.6%	1,154	8.5%	1,310	13.5%	1,507	15.0%	
30～99人	376	7.7%	407	8.2%	445	9.3%	468	5.2%	489	4.5%	
100～499人	180	4.0%	190	5.6%	214	12.6%	223	4.2%	225	0.9%	
500人以上	29	3.6%	39	34.5%	36	-7.7%	39	8.3%	38	-2.6%	
不明	53	15.2%	63	18.9%	51	-19.0%	52	2.0%	4	-92.3%	

注1:各年10月末時点。

注2:産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

[参考-3]外国人労働者数(国籍別)

(単位:人、%)						
	令和3年		令和4年		令和5年	
	対前年増加率	対前年増加率	対前年増加率	対前年増加率	対前年増加率	対前年増加率
<b>外国人労働者総数</b>	<b>9,208</b>	10.1%	<b>10,433</b>	13.3%	<b>11,227</b>	7.6%
ベトナム	2,191	13.2%	2,641	20.5%	3,019	14.3%
中国(香港、マカオを含む)	1,539	5.8%	1,583	2.9%	1,545	-2.4%
フィリピン	1,233	7.6%	1,358	10.1%	1,451	6.8%
ネパール	227	22.7%	324	42.7%	410	26.5%
インドネシア	223	-0.4%	349	56.5%	557	59.6%
ミャンマー	180	21.6%	284	57.8%	406	43.0%
ブラジル	1,800	8.0%	1,919	6.6%	1,796	-6.4%
韓国	262	2.3%	279	6.5%	278	-0.4%
スリランカ	59	25.5%	68	15.3%	76	11.8%
タイ	279	25.1%	272	-2.5%	291	7.0%
インド	62	21.6%	76	22.6%	93	22.4%
ペルー	411	14.8%	398	-3.2%	377	-5.3%
G7等	265	6.4%	297	12.1%	301	1.3%
うちアメリカ	136	1.5%	146	7.4%	152	4.1%
うちイギリス	30	11.1%	34	13.3%	36	5.9%
その他	477	14.7%	585	22.6%	627	7.2%

注1: 各年10月末時点。  
注2: G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[参考-4]外国人労働者数(在留資格別・産業別)

		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率		対前年増加率	
外国人労働者総数	9,208	10.1%	10,433	13.3%	11,227	7.6%	12,462	11.0%	13,732	10.2%	
専門的・技術的分野の在留資格	1,550	22.2%	2,216	43.0%	2,789	25.9%	3,624	29.9%	4,410	21.7%	
うち技術・人文知識・国際業務	1,124	15.6%	1,290	14.8%	1,517	17.6%	1,844	21.6%	2,197	19.1%	
うち特定技能	151	556.5%	586	288.1%	882	50.5%	1,336	51.5%	1,703	27.5%	
特定活動	175	63.6%	281	60.6%	305	8.5%	416	36.4%	566	36.1%	
技能実習	1,880	-5.6%	2,121	12.8%	2,567	21.0%	2,877	12.1%	2,909	1.1%	
在留資格別	資格外活動	787	16.1%	884	12.3%	789	-10.7%	929	17.7%	1,112	19.7%
うち留学	563	11.0%	663	17.8%	554	-16.4%	666	20.2%	769	15.5%	
身分に基づく在留資格	4,816	11.6%	4,931	2.4%	4,777	-3.1%	4,615	-3.4%	4,735	2.6%	
うち永住者	2,751	12.5%	2,793	1.5%	2,780	-0.5%	2,725	-2.0%	2,827	3.7%	
うち日本人の配偶者等	858	13.3%	838	-2.3%	789	-5.8%	732	-7.2%	769	5.1%	
うち永住者の配偶者等	113	18.9%	104	-8.0%	108	3.8%	112	3.7%	105	-6.3%	
うち定住者	1,094	7.4%	1,196	9.3%	1,100	-8.0%	1,046	-4.9%	1,034	-1.1%	
不明	0	-	0	-	0	-	1	-	0	-	
建設業	559	10.9%	708	26.7%	846	19.5%	941	11.2%	1,112	18.2%	
製造業	3,171	2.4%	3,715	17.2%	4,120	10.9%	4,506	9.4%	4,589	1.8%	
情報通信業	19	90.0%	20	5.3%	24	20.0%	25	4.2%	35	40.0%	
卸売業、小売業	930	10.1%	983	5.7%	1,056	7.4%	1,104	4.5%	1,298	17.6%	
宿泊業、飲食サービス業	754	14.9%	888	17.8%	963	8.4%	1,273	32.2%	1,557	22.3%	
教育、学習支援業	323	11.8%	362	12.1%	357	-1.4%	392	9.8%	419	6.9%	
医療、福祉	355	46.1%	526	48.2%	614	16.7%	771	25.6%	964	25.0%	
サービス業(他に分類されないもの)	2,532	18.2%	2,624	3.6%	2,519	-4.0%	2,614	3.8%	2,773	6.1%	
その他	565	-1.6%	607	7.4%	728	19.9%	836	14.8%	985	17.8%	

注1:各年10月末時点。

注2:在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含む。

注3:産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。